



石運整第296号の2  
平成29年10月13日

関係者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長



「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」の一部改正について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙（平成29年10月2日付け北信技保第59号、北信技技第331号）のとおり通達があったので、了知願います。

北信技保第 59 号  
北信技技第 331 号  
平成 29 年 10 月 2 日

管内各運輸支局長 殿  
管内各自動車検査登録事務所長 殿

北陸信越運輸局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について

標記について、自動車局長から別紙写し（平成 29 年 9 月 20 日付け国自環第 95 号）のとおり依命通達があったので了知されるとともに、関係者に対して周知徹底を図られたい。



国自環第95号  
平成29年9月20日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示」（平成29年国土交通省告示第843号）が制定されたことに伴い、当該告示の規定に基づき、「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」（平成15年10月1日国自技第151号、国自環第134号）の一部を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対し周知徹底を図られたい。





「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年国自技第151号、国自環第134号）  
 （傍線部分は改正部分）

改 正	現 行
<p>1. ～48. (略)</p> <p>49. 適用関係告示第28条第1項表第12号の国土交通大臣が定める自動車」は、平成25年9月30日以前までに「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日自審第1252号）別添2の新型自動車取扱要領に基づく新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）とする。</p> <p>50. ～84. (略)</p> <p>85. 適用関係告示第28条第1項表第15号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>86. ～108. (略)</p> <p>109. 適用関係告示第28条第1項表第16号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) 平成29年9月19日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）</p> <p>(2) 平成29年9月19日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車</p> <p>(3) 平成29年9月19日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車</p>	<p>記</p> <p>1. ～48. (略)</p> <p>49. 適用関係告示第28条第1項表第13号の国土交通大臣が定める自動車」は、平成25年9月30日以前までに「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日自審第1252号）別添2の新型自動車取扱要領に基づく新型届出による取扱いを受けた自動車（一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）とする。</p> <p>50. ～84. (略)</p> <p>85. 適用関係告示第28条第1項表第16号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>86. ～108. (略)</p> <p>(新設)</p>

附 則

本改正規定は、平成29年9月20日より施行する。